

## 第 27 完成検査済証の再交付

**第 27 完成検査済証の再交付（危政令第 8 条第 4 項）**

- 1 完成検査済証の交付を受けている者が、当該完成検査済証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合であること。
- 2 亡失、滅失、汚損又は破損した理由を明確にするよう指導する。◆
- 3 岡山市消防事務手数料条例第 2 条第 2 号による手数料は徴収しないこと。【S57.1.19 消防危 10】